

兵庫県屋外広告物条例 しおり

～みんなでつくる広告景観～



【住民ボランティアの除却活動】

【一斉パトロール活動】



【違反シール】

お問い合わせ先

【市町屋外広告物担当課】

- 禁止物件、禁止地域及び許可地域等に関する事。
- 屋外広告物設置許可申請等に関する事。
- 違反広告物等に関する事。

【兵庫県都市政策課景観形成室】

- 屋外広告業登録等に関する事。
- 電車に表示する広告物にかかる表示の許可申請及び届出等に関する事。



兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL(078)341-7711(代) 内線 4851・4852

屋外広告物による事故を防ぐために

老朽化した屋外広告物の落下、倒壊等による事故が全国で相次いでいます。事故が発生した場合、近隣の住民や通行人に重大な危害を与えるおそれがあります。

このような事故を未然に防ぐには、屋外広告物の表示・設置者や管理者が、日頃から安全管理に努めることが重要です。

1 定期的な安全点検を行いましょ

屋外広告物の事故を防止するには、屋外広告業者などの専門業者による安全点検が有効です。異常の早期発見に努めましょ。

また、強風や積雪は、老朽化した屋外広告物の事故を引き起こす原因となります。強風や積雪の前後には、特に安全性の確認が必要です。

2 必要な修繕、撤去は速やかに行いましょ

安全点検の結果、屋外広告物の修繕や付け替えが必要となる場合があります。早期に対応すれば簡単な措置で済むものも、放っておくと大規模な修繕等が必要になることもあります。速やかに屋外広告業者などの専門業者に相談しましょ。

また、空き家等に設置された屋外広告物は、維持管理がなされていないため、老朽化し、腐食が発生していることもあります。このような屋外広告物は速やかに撤去・修繕等を行い、事故を予防しましょ。

3 日頃から安全管理に努めましょ

屋外広告物の事故を防止するには、日頃からの安全管理が大切です。

安全管理の重要性についてまとめた、『オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック』が一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

<http://www.nikkoren.or.jp/topics/anzen0831.pdf>



腐食を放置し、底部に穴が空いた例



目 次

兵庫県屋外広告物条例の概要を知りたい方へ

- 兵庫県屋外広告物条例とは 3
- 屋外広告物のルール 4

屋外広告物を表示・設置したい方へ

- 適用される基準や手続き要否の判断フロー 6
- 禁止物件 7
- 地域種別 8
- 適用除外広告物 11
- 許可地域等における許可の基準 13
- 禁止地域等における適用除外の許可の基準 19
- 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 ... 21
- 許可申請手続き 22

屋外広告業を営む方へ

- 屋外広告業のルール 23

- 兵庫県屋外広告物条例 25
- 屋外広告物法(抜粋) 32
- 地域種別の概要図 33

兵庫県屋外広告物条例とは

条例の目的

屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致（自然の美しさ）の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図ることを目的としています。

（ 公衆に対する危害とは、屋外広告物の倒壊等における直接的な危害と、屋外広告物を設置することによる見通し不良又は信号機、道路標識の妨害等による危害も含まれます。 ）

対象となる「屋外広告物」とは？

次の4条件を全て満たすものが、兵庫県条例の適用対象となる「屋外広告物」です。

- ・ 常時又は一定期間継続して表示するもの
- ・ 屋外で表示するもの
- ・ 公衆に表示するもの
- ・ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物などの工作物を利用して表示するもの

このため、4条件に該当すれば、商業広告だけでなく、営利を目的としないものも規制の対象となります。また、文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどを表示しているものも、屋外広告物に含まれます。

条例で規定する主なルール

屋外広告物のルール → P4・5	○ 表示・設置の基準に従い、表示・設置しなければなりません。 ○ 表示・設置にあたっては、原則として許可が必要です。 ○ 著しく景観を害するものや、危険なものは、表示・設置が禁止されています。 ○ 表示・設置者、管理者には、屋外広告物の管理義務があります。
屋外広告業のルール → P23・24	○ 登録を受けた屋外広告業者だけが、表示・設置の工事を行うことができます。 ○ 登録には、一定の資格を有する業務主任者の設置が必要です。

条例の適用範囲

1 屋外広告物のルールについて

兵庫県の条例を適用	下欄を除く兵庫県域
各市の条例を適用	指定都市（神戸市）、中核市（姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）、独自条例を制定した景観行政団体（芦屋市・豊岡市・篠山市）の市域

※ただし、電車車体に表示するものについては、芦屋市、豊岡市、篠山市にも兵庫県の条例が適用されます。

2 屋外広告業のルールについて

兵庫県の条例を適用	下欄を除く兵庫県域
各市の条例を適用	指定都市（神戸市）、中核市（姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）の市域

屋外広告物のルール

屋外広告物の規制

屋外広告物を表示・設置する際の規制として、次の3つの原則があります。

1 地域種別に応じた規制

兵庫県の条例が適用される区域は、「許可地域等」と「禁止地域等」のいずれかに区分されています。「許可地域等」では、許可を受けた屋外広告物の表示・設置が可能ですが、「禁止地域等」では、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

ただし、「許可地域等」でも、知事が指定する区域（特定区域）では、一部の屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

また、「禁止地域等」でも自家用広告物などは、地域の特性に応じて設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

2 物件に応じた規制

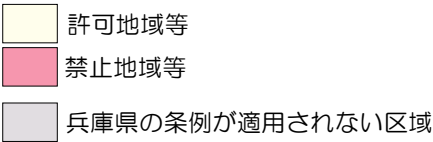
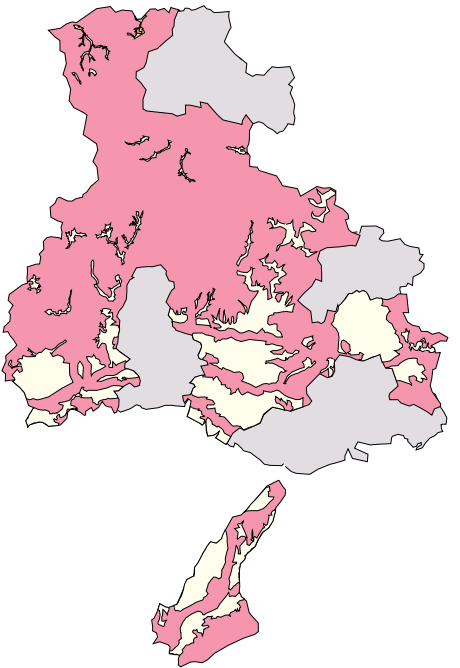
地域種別に応じた規制に関わらず、景観への配慮や公衆に対する危害防止の観点から、景観上重要な建物・樹木、信号機・道路標識などを「禁止物件」に指定し、これら物件に屋外広告物を表示・設置することを禁止しています。

3 適用除外広告物

地域種別に応じた規制や物件に応じた規制に関わらず、社会生活上必要な広告物として、自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物などは、「適用除外広告物」として規制の全部又は一部の適用が除外され、設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

※許可を受けることで、表示・設置できるものを含みます。

＜地域種別のイメージ図＞



規制が
緩い

↑

↓

規制が
厳しい

許可地域等	許可地域等における許可の基準に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。許可地域等の一部は、「特定区域」に指定されています。		
特定区域	以下の点において、許可地域等より厳しい規制が適用されます。 ・野立広告物（自己の事業地外の単なる商業広告）の禁止 ・案内図や案内誘導などの広告物に対する表示・設置の基準を強化		
禁止地域等	次のもののみ表示・設置が可能 ・自家用広告物 ・管理用広告物 ・道標・案内図板等 ・案内誘導広告物 ・電車・自動車に表示するもの 第1種～第3種の区分に応じた総量規制や色彩規制に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。	第3種	＜自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）＞ ・表示面積の合計30㎡以下、数量5以下など
		第2種	＜自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）＞ ・表示面積の合計20㎡以下、数量4以下 ・屋上設置の原則禁止など
		第1種	＜自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）＞ ・表示面積の合計10㎡以下、数量3以下 ・屋上設置、壁面突出の禁止など

その他のルール

1 禁止広告物等（条例第9条）

表示・設置にあたって許可があるもの、いないものに関係なく、次の屋外広告物を表示・設置することはできません。

- ①著しく汚染、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

2 屋外広告物の管理義務（条例第16条）

屋外広告物が破損や老朽化などにより見苦しくなると、景観を害するだけでなく屋外広告物の存在そのものが悪い印象を与えることがあります。管理を適切に行い、良好な状態を維持しましょう。表示・設置者が県内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、県内に住所を有する者のうちから管理者を設置することが義務付けられています。

なお、屋外広告物の落下・倒壊による事故が相次いでいる状況を踏まえ、兵庫県では「屋外広告物の安全点検実施要綱」を策定し、有資格者による詳細な安全点検を行うよう呼びかけています。

3 屋外広告物の除却義務（条例第17条）

許可期間や掲出期間が満了又は許可が取り消された屋外広告物については、表示・設置者が責任をもって除却しなければなりません。また、落下や倒壊のおそれがある場合は、速やかに除却等の対応をとってください。

4 違反広告物に対する措置

違反広告物には、行政指導だけでなく、次のような措置をとることがあります。

措置命令：違反解消のためにとるべき措置を命令するものです。

行政代執行：措置命令に従わない場合、その措置を行政自ら行うものです。

略式代執行：措置命令の相手方が不明の場合に、必要な措置を行政自ら行うものです。

簡易除却：はり紙、はり札、広告旗、立看板の簡易な広告物を、特別な手続きを経ることなく行政自ら除却するものです。

※悪質な違反行為に対しては、罰則が適用されることがあります。

5 広告景観モデル地区（条例第3章）

地域の歴史や伝統を尊重し、あるいは新しいまちづくりにふさわしい広告景観の形成を図るため、地域における固有の広告景観形成基準を定め、これによる指導・誘導・支援により魅力ある地域環境の創造を目指すことを目的として指定しています。

H5指定：津名町志筑地区

H8指定：東条町インターパーク地区

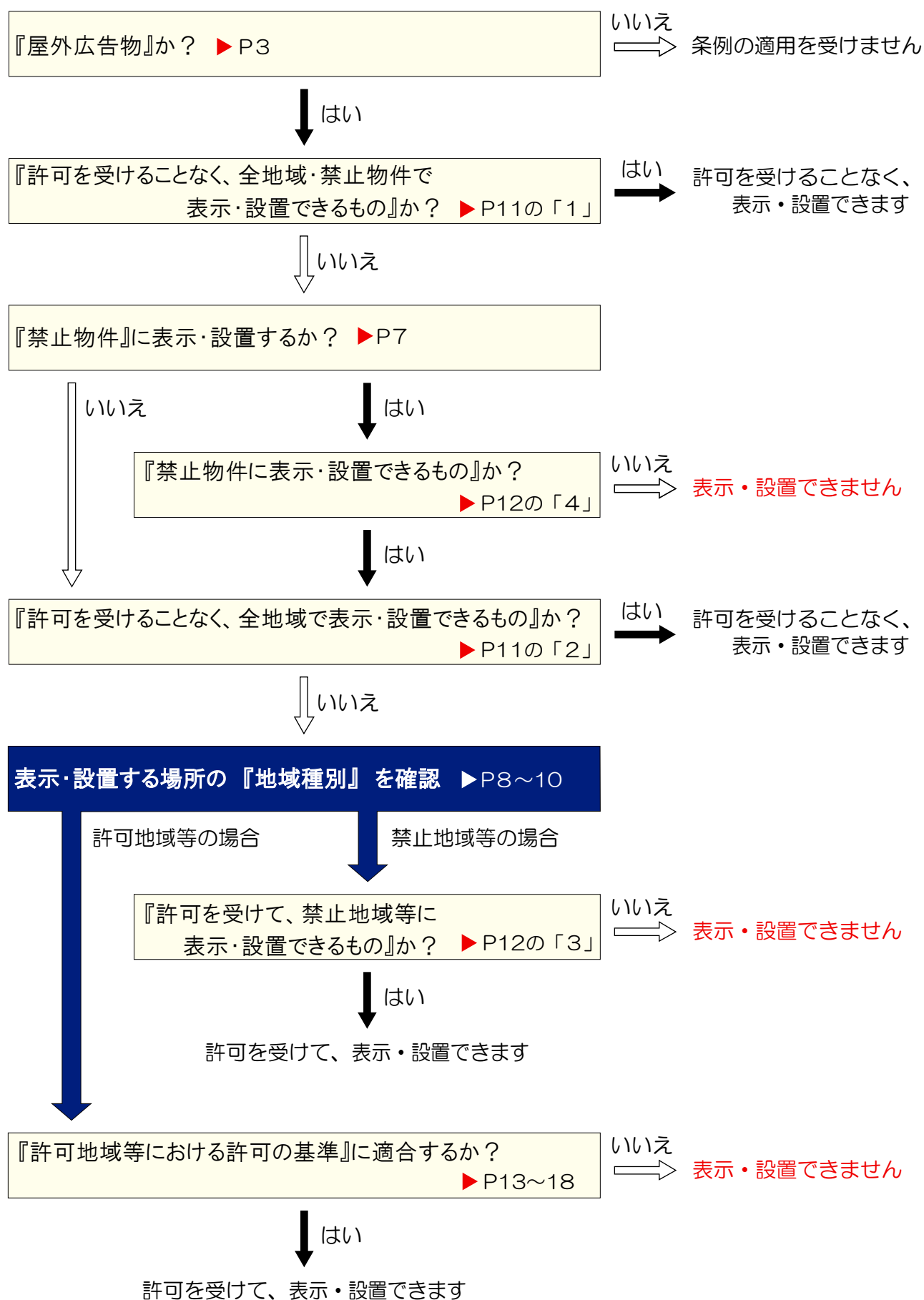
H6指定：三田市郊外沿道地区

H9指定：山崎町インターチェンジ周辺地区

H7指定：城下町かいばら地区

H10指定：洲本市新都心周辺地区

適用される基準や手続き要否の判断フロー



禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が表示・設置されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたすおそれがあることから、表示・設置を原則禁止する物件を指定したものです。

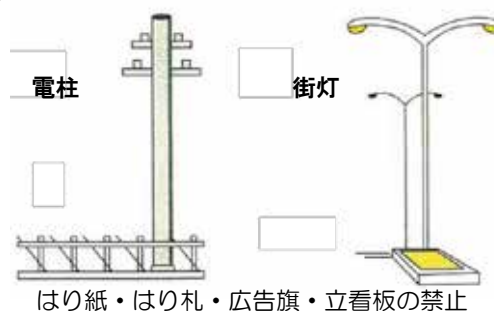
屋外広告物を表示・設置できない物件（条例第5条第1項・第3項）

- 1 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 2 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- 3 街路樹及び路傍樹
- 4 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
- 5 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- 6 電柱、街灯その他これらに類するもので、保安林、国立公園・国定公園・県立自然公園の特定地域、風致地区（用途地域を除く）など、特に景観に配慮を要するとして知事が指定する区域内にあるもの
※上記の区域外にあるものの扱いは、下段の「はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件」参照
- 7 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 8 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- 9 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 10 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 11 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 12 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 13 景観の形成等に関する条例（県条例）による景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
- 14 道路の路面



はり紙、はり札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第5条第2項）

- 1 電柱、街灯その他これらに類するもの（上記6以外）
- 2 アーチの支柱及びアーケードの支柱



地域種別

『禁止地域等』とは、主として良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の表示・設置を原則禁止する特定の地域や場所を指定したものです。自然豊かな地域、都市環境の優れた地域、道路沿道及び鉄道沿線などの地域特性に応じ、第1種から第3種に区分しています。

禁止地域等以外の区域は、ほぼ県全域で『許可地域等』となります。許可地域等の中で特に良好な景観又は風致を維持すべき地域として、『特定区域』が指定されています。

禁止地域等（条例第4条）及び特定区域

第1種禁止地域等	
1	用途地域以外の風致地区
2	特別緑地保全地区
3	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県条例）第9条第1項第1号から第2号の区域
4	重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財の周囲50メートル以内の地域
5	史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定された地域（仮指定された史跡、名勝、天然記念物を含む）
6	県指定重要有形文化財、県指定重要有形民俗文化財の周囲50メートル以内の地域
7	県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
8	保安林
9	国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域以外全て
10	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域のうち普通地域以外全て
11	保存樹林
12	道路・鉄道等の区間及びその沿道・沿線地域で、個別に指定する地域等 ➡ P9・10
13	河川・池沼等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ P10
14	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
第2種禁止地域等	
1	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
2	用途地域内の風致地区、景観地区及び伝統的建造物群保存地区
3	景観の形成等に関する条例（県条例）による景観形成地区及び広域景観形成地域
4	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県条例）第9条第2項の区域
5	国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域
6	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域のうち普通地区
7	都市公園、個別に指定するその他の公園・緑地等の公共空地 ➡ P10
8	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
9	古墳、墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域
10	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ P10
第3種禁止地域等	
1	道路・鉄道等の区間及びその沿道・沿線地域で、個別に指定する地域等 ➡ P9・10
2	河川・池沼等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ P10
3	空港等及びその付近で、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
4	上記の他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があると、個別に指定する地域等 ➡ 指定なし
特定区域	
許可地域等のうち、個別に指定する地域等 ➡ P9、P10	

個別に指定する禁止地域等及び特定区域

1 高速自動車国道、自動車専用道路

種 別	地 域
第1種禁止地域等	○次の路線の、路端から1,000m以内（路端から200m超1,000m以内の用途地域など一部の区域を除く） 中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道、本州四国連絡道路、播但連絡道路、遠坂トンネル道路、北近畿豊岡自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、鳥取豊岡宮津自動車道、新名神高速道路
第3種禁止地域等	①次の路線の、路端から200m以内 加古川バイパス・姫路バイパス・太子竜野バイパス、阪神高速大阪池田線（延伸部）、東播磨道（加古川中央ジャンクション付近を含む） ②次の路線の、路端から100m以内 本州四国連絡道路（淡路市内の東浦及び北淡インターチェンジ料金所出口付近）、北近畿豊岡自動車（八鹿永ノ山インターチェンジ付近）、東播磨道（八幡稲美ランプ付近）
特定区域	○次の路線の、用途地域など（路端から200m超1,000m以内に限り） 中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道、本州四国連絡道路、播但連絡道路

2 一般道路等

種 別	地 域
第1種禁止地域等	①次の路線の、路端から1,000m以内（用途地域を除く） 県道相生穴栗線、円山川右岸道路 ②次の路線の、路端から1,000m以内 県道加美穴栗線、県道香美久美浜線（一部、第3種禁止地域等あり）、県道鳴門観潮線・県道阿万福良湊線
第3種禁止地域等	○次の路線の、路端から100m以内（一部で用途地域を除く） ア 国道 2号（相生市以西）、9号、28号、29号、173号、175号、176号、178号、179号、250号（たつの市以西）、312号、372号、373号、427号、428号、429号、482号 イ 県道 香住村岡線、姫路上郡線、たつの相生線、養父穴栗線、青垣柏原線、川西篠山線、西脇三田線、加古川三田線、三木穴栗線、多可北条線、厚利社線、三田後川上線、三木三田線、浜坂井土線、穴栗下徳久線、吉永下徳久線、川西三田線、三田篠山線、黒石三田線、曾地中三田線、塩瀬宝塚線、下佐曾利笹尾線、若桜下三河線、篠山山南線、福良江井岩屋線、洲本五色線、大谷鮎原神代線、富島久留麻線、洲本灘賀集線、網干たつの線、有馬富士公園線、野島浦線、生穂育波線、三川下岡線、赤崎久谷停車場線、山田新温泉線、竹田指杭線、居組港居組停車場線、川西インター線、切畑猪名川線、香美久美浜線（一部、第1種禁止地域等あり） ウ 市町道 川西市道 993号・1725号、三田市道有馬富士公園線・貴志長尾線、香美町道佐津下岡線・余部浜坂線（旧国道178号）、新温泉町道久谷桃観線・二日市久斗線・七坂八峠線（旧国道178号）
特定区域	①次の路線の、路端から200m以内の用途地域 県道相生穴栗線、円山川右岸道路 ②次の路線の、路端から100m以内 ア 国道 250号（播磨町から高砂市） イ 県道 川西篠山線（用途地域に限る）、尼崎池田線、三田幹線、神戸三木線、加古川小野線、曾根魚崎線 ウ 市道 加古川市道平野尾上線・野口線、高砂市道鹿島幹線道路・松陽幹線道路、赤穂市道塩屋御崎線

3 新幹線・一般鉄道等

種 別	地 域
第1種禁止地域等	○次の路線の、路端から1,000m以内（用途地域を除く） 山陽新幹線
第3種禁止地域等	○次の路線の、路端から100m以内（用途地域を除く） 山陽本線、福知山線、山陰本線、播但線、加古川線、姫新線、赤穂線、智頭鉄道智頭線
特定区域	①次の路線の、路端から200m以内の用途地域 山陽新幹線 ②次の路線の、路端から100m以内の用途地域 山陽本線、福知山線、山陰本線、播但線、加古川線、姫新線、赤穂線、智頭鉄道智頭線 ③次の路線の、路端から100m以内 神戸電鉄粟生線、神戸電鉄三田線、山陽電鉄本線、阪急今津線、阪急宝塚線

4 河川・沼地・海岸

種 別	地 域
第3種禁止地域等	①次の河川の、河川区域等から100m以内（一部の用途地域などを除く） 猪名川、円山川、加古川、篠山川、揖保川、武庫川、千種川 ②次のダム・湖の、常時満水位の水面及び水際から100m以内 青野ダム、吞吐ダム、金出地ダム、安室ダム、平荘湖 ③自然環境保全条例による自然海浜保全地区
特定区域	猪名川、武庫川の河川区域から100m以内の用途地域

5 公共空地

種 別	地 域
第2種禁止地域等	○次の公共空地 高砂海浜公園、青野運動公苑、西はりま天文台公園、丹波年輪の里、淡路香りの公園、淡路ふれあい公園の区域

6 特に良好な景観又は風致を維持するために必要がある地域

種 別	地 域
第2種禁止地域等	①朝来市が定める景観計画において指定された竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区、太盛景観形成地区及び奥銀谷景観形成地区 ②養父市が定める景観計画において指定された大屋町大杉地区景観形成重点地区、八鹿町八鹿地区景観形成重点地区

適用除外広告物

適用除外広告物（条例第7条）

社会生活上必要な屋外広告物については、その目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、禁止地域等、禁止物件、許可地域等の規制が適用されません。

1 許可を受けることなく、全地域・禁止物件で表示・設置できるもの （条例第7条第1項）

他法令の規定によるもの	例）道路法、建築基準法、建設業法等、法令の規定に基づき表示・設置するもの
公共広告物	国、地方公共団体及び指定する公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの（公共的団体が表示・設置するものは、寄贈者名等表示の割合が1/5以下のもの） ※表示面積5㎡超のものは、公共広告物等表示・設置届が必要 ※指定する公共的団体は次のとおり ①国や地方公共団体が出資等している団体（株式会社を除く） ②国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体 ③土地改良区等の公共組合 ④日本赤十字社 ⑤社会福祉法による社会福祉法人 ⑥高速道路株式会社法による会社
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
寄贈者名等を表示するもの	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示・設置するもの ※表示面積が0.5㎡以下のもので基準に適合するものに限り

2 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるもの （条例第7条第2項）

自家用広告物	自己の氏名、名称、店名や商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場に表示・設置するもので、一定規模以下のもの 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 → P21
管理用広告物	自己が所有又は管理する土地や物件に、管理上の必要に基づき表示・設置するもの 許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準 → P21
冠婚葬祭又は祭礼のための一時的なもの	葬儀や慣習上の行事などのために、一時的に表示するもの
講演会等の会場敷地内のもの	講演会、展覧会、音楽会等のために、その会場敷地内において一時的に表示・設置するもので、次の要件に該当するもの ①表示面積：10㎡以下 ②地上高さ：5m以下 ③表示場所：会場の敷地内に表示・設置すること 道路から5m以内の場所における広告旗の表示・設置禁止 ④表示内容：催物の案内に必要な事項のみ ⑤表示期間：開催日の5日前から終了日まで
電車又は自動車に表示する自家用や管理用等のもの	①電車の車体に所有者の名称や商標又は自己の事業・営業の内容等を表示するもの ②自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業・営業の内容、営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの
人、動物、航空機等に表示するもの	電車や自動車以外の車両、船舶に表示するものも含む

非営利目的の簡易なもの (一部地域を除く) ※簡易なものとは、 はり紙、はり札、広告旗、 立看板等をいいます。	次の要件に該当するもの ①政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う事項を表示するもの ②表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は30日以内 ③表示面積：はり紙及びはり札は0.5㎡以下、広告旗及び立看板は2㎡以下 ④掲示板：表示に供する部分の面積は2㎡以下 ※原則として非営利広告物等設置届が必要ですが、次のものは届出不要です。 ア はり紙、はり札、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい場所に表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先並びに表示の始期又は終期が明記してあるもの イ 掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの ウ 届出がなされた掲示板又は上記イ該当する掲示板に表示するはり紙
---	--

3 許可を受けて、禁止地域等に表示・設置できるもの (条例第7条第3項)

自家用広告物	1 事業所等における表示面積等の基準に適合するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P19	
道標・案内図板等	道標、案内図板その他公共的目的をもって表示・設置するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P19	
案内誘導広告物	公衆の利便に供することを目的とする広告物で、特定の施設等への案内を目的として表示・設置するもの 禁止地域等における適用除外の許可の基準 → P20	
電車に表示するもの	電車の車体に表示するもの	『許可地域等における許可の基準』が適用
自動車に表示するもの	自動車の車体に表示するもの	
※ 指定道路等の区間から視認できないもの	禁止地域等に指定する道路等の区間から視認できないもの	

4 禁止物件に表示・設置できるもの (条例第7条第4項)

自家用広告物	次の要件に該当するもの ①対象物件：許可地域等における石垣、擁壁、送電塔、煙突、ガスタンク、水道タンク 禁止地域等における送電塔、煙突、ガスタンク、水道タンク ②表示面積の合計：5㎡以下 ③数量：1物件につき1枚（基、個） ④色彩：彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）
管理用広告物	禁止物件の管理上必要なもの

【用語の解説】

■自家用広告物

自己の事業所等の建物やその敷地内に自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものです。
 従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地所有権の有無にかかわらず自家用広告物に該当します。逆に土地所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていない場合は、自家用広告物には該当しません。

■管理用広告物

自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物を言います。例えば、〇〇建設予定地、〇〇会社管理地、立ち入り禁止等の表示などです。

許可地域等における許可の基準

許可地域等における許可の基準には、全ての屋外広告物に適用される基準（共通基準）、屋外広告物の形態やその目的に応じて適用される基準（個別基準）、対象となる建築物や区域を限って適用される基準（総量規制の基準）の3つがあります。

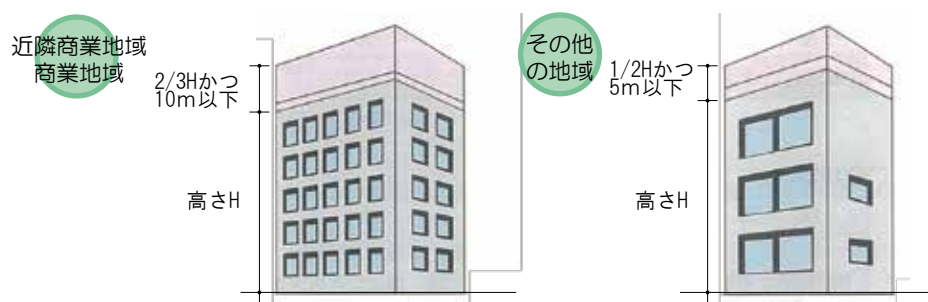
【共通基準】 全ての屋外広告物に適用される基準

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所では、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などを当該景観と調和したものとする。
- ②表示の裏面、側面及び掲出物件は、塗装その他の方法により装飾をし、その装飾を表示面と調和したものとする。
- ③ネオンサインその他の照明を使用するものは、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地区の境界線から100m以内に表示・設置する屋外広告物で、これらの地域・地区から視認できるものは、ネオン管の露出しているネオンサイン又は発光ダイオードを利用するもの（以下「LEDサイン」という。）を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。）がないものとする。

【個別基準】 屋外広告物の形態やその目的に応じて適用される基準

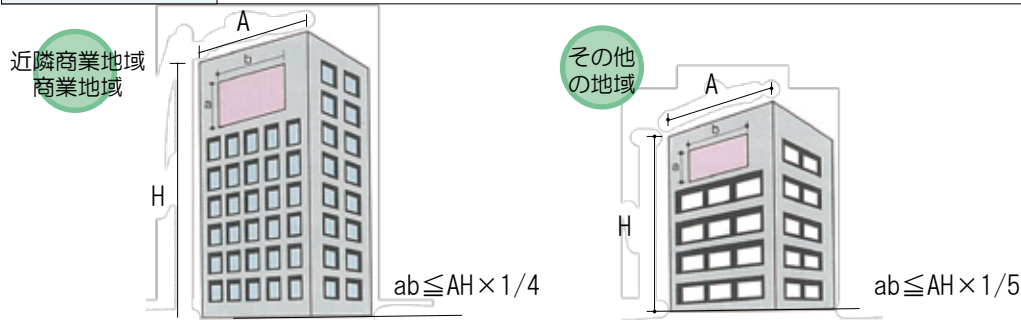
1 屋上を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
屋外広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下 （超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下 （同左）
表示・設置場所	木造建築物の屋上への表示・設置禁止	
その他の表示方法	○建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



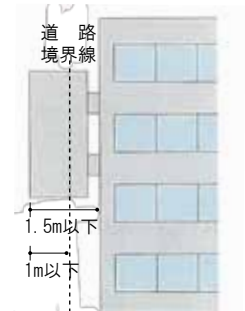
2 壁面を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	そ の 他 の 地 域
表示面積の合計	壁面の1/4以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下)	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下)
地上からの高さ	5.2m以下 (超える場合は一定基準を満たすものに限定)	4.7m以下 (同左)
その他の表示方法	○広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く) ○意匠が同一のものは、1壁面に1個(枚)	



3 壁面より突出するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	そ の 他 の 地 域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	
その他の表示方法	○壁面の上端を超える突出禁止 ○表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	



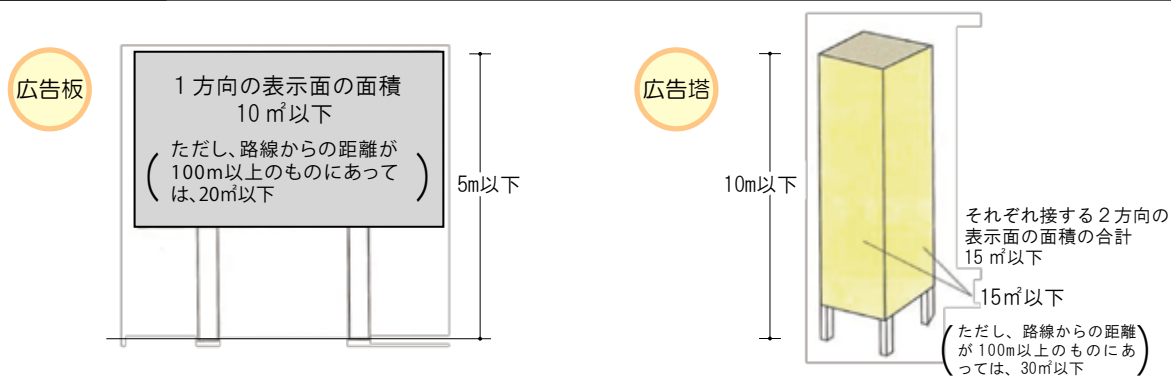
4 自己の敷地に建植えるもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	そ の 他 の 地 域
表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	15m以下(LEDサインを使用する場合は10m以下、LEDサインを使用し交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下)	
その他の表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、材質管の露出している材質又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止	



5 自己敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区 分	許 可 地 域 等
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下） 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示・設置場所	○特定区域での表示・設置禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色 彩	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止



6 自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

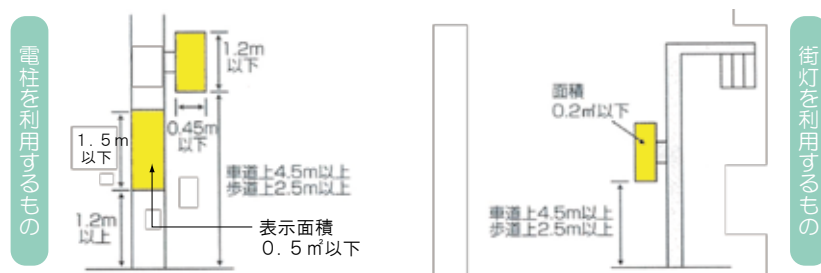
区 分	特 定 区 域	そ の 他
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下	5に定める基準に適合していること (案内図板にあっては、5の表示・設置場所及び色彩の基準を除く)
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）	
相互距離	5m以上	
色 彩 (案内図板以外のもの)	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ）部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
表示・設置場所	○交通信号機・踏切からの距離5m以上	
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

7 自己敷地外に建植える案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特 定 区 域	そ の 他
1 方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下（集合案内誘導広告物以外） ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下	5に定める基準に適合していること
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下）	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
相互距離	5m以上	
表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

8 電柱、街灯を利用するもの

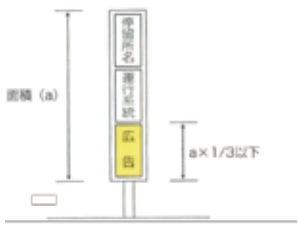
区 分	電柱を利用するもの	街灯を利用するもの
規 格 1方向の表示面の面積	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下	0.2㎡以下
数 量	電柱1本につき、 突出するもの、巻き付けるもの 各1個	街灯1本につき、 突出するもの 1個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻き付けるもの 1.2m以上	
表示・設置場所	交通信号機からの距離5m以上	
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	<突出するものにのみ適用> ○設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ○電柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○同一商店街に表示・設置するものにあっては、規格を統一すること ○厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること



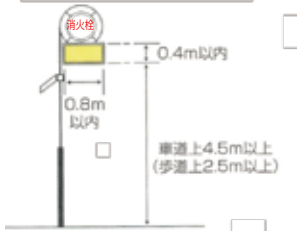
9 バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

区 分	バス停留所標識を利用するもの	消火栓標識を利用するもの
規 格 1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積 の1／3以下	縦0.4m以下 横0.8m以下
数 量	1 個	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	——	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
表示・設置場所	——	交通信号機からの距離5m以上
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○地色への彩度10以上の色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	車両の進行方向から展望 できない面に表示すること	——

バス停留所標識を利用するもの



消火栓標識を利用するもの



10 アーチ、アーケードを利用するもの

区 分	アーチを利用するもの	アーケードを利用するもの（一時的なものを除く）
1方向の表示面の面積	——	0.5 m ² 以下
数 量	——	表示・設置しようとする者1人につき1個と すること
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	○商店街、自治会等が、商店街名、町名 等を表示するためのものとする ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅 の禁止	○同一商店街に表示・設置するものにあつて は規格を統一すること ○照明を伴うものであること ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

アーチを利用するもの



アーケードを利用するもの



11 電車に表示するもの

- ①車両の各面における屋外広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
- ②地色に彩度10以上の色又は彩度8以上の青や青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

加えて、以下の事項に十分注意してください。

- ①車両本来の色彩や形状との調和に配慮すること。
- ②編成車両全体で、広告物の色彩や形状等を統一性のあるものとするよう配慮すること。
- ③窓やドア等のガラス面に表示する場合は、美観を維持するとともに、非常時の脱出に際し障害とならないよう、安全性に十分配慮すること。

12 自動車に表示するもの

- ①宣伝車（自動車登録規則別表第2 に規定する広告宣伝用自動車という）
消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。

②路線バス

表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とし、前部には表示しないこと。

（ラッピングバスについては、表示面積の制限はありませんが、ガイドラインが適用されますので市町屋外広告物担当課にご確認ください。）



13 垣、塀を利用するもの

- ①表示面積の合計は、表示・設置される垣又は塀の面の面積の4分の1以下とすること。
②2個以下とすること。
③垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

14 広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること。

15 アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

16 広告旗

- ①表示面積は2㎡以下とすること。
②道路の路肩から5m以内の場所に設置するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

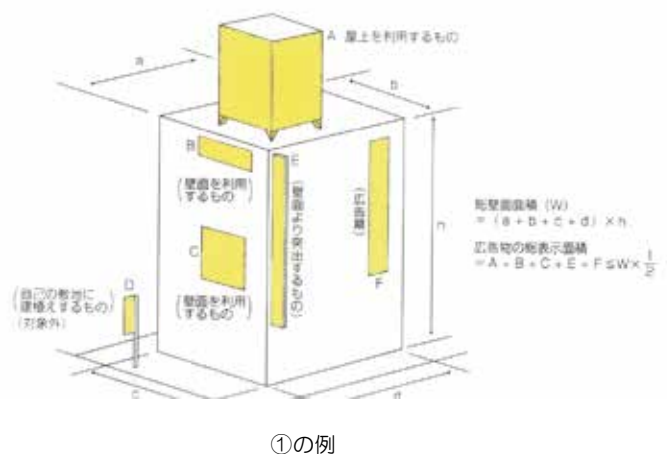
17 置看板

道路には設置しないこと。

【総量規制の基準】 対象となる建築物や区域を限って適用される基準

- ①許可地域等において、高さが15mを超える建築物に表示・設置する屋外広告物の総表示面積は、一建築物の壁面（近隣商業地域及び商業地域にあつては52m以下、その他の地域にあつては47m以下の部分）合計面積の2分の1を超えないこと。

- ②第1種・第2種住居地域、準住居地域又は風致地区、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区（それぞれ禁止地域等を除く）にあつては、一の敷地内に表示・設置する屋外広告物で、自家用広告物に該当しないものの表示面積は10㎡以下であること。



禁止地域等における適用除外の許可の基準

1 自家用広告物

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
自家用 広告物 (要許可)	1事業所当たりの表示面積の合計	10㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下)	20㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下)	30㎡以下 (自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下)
	数 量	3枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	5枚(基、個)以下
	敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
	表示・設置箇所の制限	①屋上への表示・設置禁止 ②壁面からの突出禁止	屋上への表示・設置禁止 (第1種・第2種中高層住居専用地域など※において、屋上構造物の壁面に表示・設置する場合を除く)	——
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		
	その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止 ②光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止)
表示・設置できるもの		『許可地域等における許可の基準(特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準)』に適合したもの ➡ P13~18		

※第1種・第2種中高層住居専用地域、景観条例による景観形成地区・広域景観形成地域、緑条例第9条第2項の区域

2 道標・案内図板等

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
道標・案内図板等（要許可）	1方向の表示面の面積（広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）		①道 標 1㎡以下 ②案内図板 3㎡以下 ③説 明 板 2㎡以下 ④そ の 他 3㎡以下	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下
	自己敷地外建植えに適用	地上からの高さ	3m以下	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）
		相互距離	5m以上	
		色 彩 （案内図板以外のもの）	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
		その他の表示方法	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	
	表示・設置できるもの		『許可地域等における許可の基準（特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準）』に適合したもの  P13～18	

3 案内誘導広告物

区 分		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
案内誘導広告物（要許可） 自己敷地外建植えに適用	包括的基準	①当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること	——	
	1方向の表示面の面積（広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	①2㎡以下（集合案内誘導広告物以外） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、一つの施設等への案内誘導に係るものの一方の表示面の面積1㎡以下		
	横の長さ	2m以下		
	地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下）		
	誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以下		
	相互距離	5m以上		
	表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上		
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）		
	その他の表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ④集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること		
表示・設置できるもの		『許可地域等における許可の基準（特定区域における基準がある場合には、特定区域の基準）』に適合したもの ➡ P13～18		

【用語の解説】

■ネオンサイン等

ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するものを言います。禁止地域等での使用は原則禁止されており、許可地域等でも一部の突出広告物、一部の自己敷地内建植え、自己敷地外建植え等には使用できません。

■LEDサイン

発光ダイオードを利用するもの。ただし、カバー等で覆われる等により発光体が直接視認できないものは、LEDサインとして取り扱いません。

許可を受けることなく、全地域で表示・設置できるものの基準

1 自家用広告物

区 分		第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	許可地域等 ・ 特定区域
自家用 広告物	表示面積の合計	5㎡以下			10㎡以下
	数 量 ※敷地内建植えは2基まで	3枚（基、個）以下			
	表示・設置できるもの	『禁止地域等における適用除外の許可の基準』に定める 禁止地域等の第1種～第3種の区分に応じた自家用広告 物の基準に適合したもの → P19			『許可地域等 における許可の基 準』に適合した もの → P13～18

2 管理用広告物

区 分		第1種 禁止地域等	第2種 禁止地域等	第3種 禁止地域等	許可地域等 ・ 特定区域
管理用 広告物	表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下		
	数 量 ※敷地内建植えは2基まで	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下		
	敷地内建植え広告物の 地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下	——
	表示・設置箇所の制限	①屋上への表示・設置禁止 ②壁面からの突出禁止			——
	色 彩	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に 対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）			——
	その他の表示方法	①ネオンサイン 等の使用禁止 ②光源の点滅の 禁止	①ネオンサイン等 の使用禁止（建 築物を利用する もので、ネオン 管の露出してい ないもの又は LEDサインを使 用しないものを 除く） ②光源の点滅の禁 止	①ネオン管の露 出しているネ オンサイン又 はLEDサインの 使用禁止 ②光源の点滅が急速な ものの禁止（高速自 動車国道等沿道の指 定区域内の屋上広告 物は光源の点滅の禁 止）	——
	表示・設置できるもの	『許可地域等における許可の基準』に適合したもの → P13～18			